2019年3月

外国送金を行うお客さまへのお願い

金融機関では、マネー・ローンダリングおよびテロリストの資金調達の防止に向け、 お客さまが外国へ送金する場合や、お客さまの口座へ外国から送金を受ける際には、厳 格な確認をする義務が課されています。

お客さまにおかれましては、以下の点についてのヒアリングおよび書類の提示につきまして、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、お伺いした内容や、提示していただいた書類については、原則、記録もしくは 写しを頂戴いたします。

また、当金庫からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させて頂いた内容によっては、お手続きをお断りさせて頂くことがありますので、ご了承ください。

敬具

	外国へ送金する場合	外国から送金を受ける場合
ヒアリング内容	[ご依頼人に関する事項] ・ご職業 ・事業内容 ・取引目的 ・お受取人とのご関係等 ・送金資金の原資 ・年商または年収 [お受取人に関する事項] ・生年月日、国籍等	[お受取人に関する事項] ・ご職業 ・事業内容 ・取引目的 ・ご送金人とのご関係等 ・年商または年収 [ご送金人に関する事項] ・生年月日、国籍等
書類提示	・本人確認書類 ・送金資金の原資について証明する書類 ・送金目的および受取人との関係を確認できる書類 ・年商(法人・個人事業主ほか)または年収(個人)を確認できる書類 ・実質的支配者が確認できる書類(法人のみ、定款・株主名簿・有価証券報告書・決算書(別表二)など) (ご提示いただく書類については、個別にご相談ください。)	

※必要に応じて、ヒアリング内容やご提示いただく書類を追加する場合がございます。

